

仙台市次世代自動車等導入方針

平成 14 年 11 月 6 日助役決裁

平成 16 年 8 月 27 日 改正

平成 24 年 3 月 29 日 改正

本市において導入する自動車は、原則としてすべて次世代自動車等とする。なお、対象とする範囲、次世代自動車等の種類などについては以下の通りとする。

1 対象とする範囲

本市（市長部局及び企業局等）が新車として導入する全ての自動車

2 対象とする次世代自動車等の種類

(1) 次世代自動車

電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車、天然ガス自動車、クリーンディーゼル自動車

(2) 低燃費・低公害車

グリーン購入法基本方針に定める特定調達品目「自動車」の判断の基準を満たすガソリン自動車、ディーゼル自動車及び LP ガス自動車

3 車両選定

(1) 本方針に則って次世代自動車等の中から選定をする際には、できるだけ環境性能、災害時の対応力などの面で優位な車両の導入に配慮するものとする。

(2) 該当する車種がない場合又は性能面において業務に支障を及ぼす等の理由で次世代自動車等の導入が著しく困難な場合には、次世代自動車等以外であってもできるだけ環境性能に優れた自動車を導入するものとする。

(3) 車体の小型化及び低排気量化を検討するものとする。

4 その他

(1) 対象とする次世代自動車等の種類については、自動車の開発動向や国の規制強化等を踏まえ、適宜必要な変更を行うものとする。

(2) 本方針の対象としない使用過程車(中古車)を導入する場合にあっても、本方針の主旨を踏まえできるだけ環境性能に優れた自動車を選定するものとする。